

業務指示書

スリランカ国水質管理能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月7日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年1月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者 (総括) は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者 (総括) は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある (原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水環境管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/水環境管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水環境管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 インспекション】

- 1) 類似業務の経験：水質汚染源に対するインспекションに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LKR1 = 0.897 円, US\$1 = 117.58 円, EUR1 = 146.87 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 1月29日(木) 14:00 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/水環境管理
インスペクション

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

32.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月6日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
スリランカ国水質管理能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/水環境管理	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： インспекション	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

スリランカ民主社会主義共和国（以後「スリランカ」という。）は、近年の高い経済成長率（2011～2013年：6.3～8.3%）を維持し、2016年までに国民一人当たりの所得4,000米ドルを達成して中進国にランク入りすることを目指している。また、スリランカ政府は、水質汚濁の防止を含む環境保全により、生活水準を改善するための持続可能な開発の達成を試みている。しかしながら、コロンボ圏の取水源であるケラニ川の測定地点において、生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand, BOD)、化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand, COD) 等の河川の汚染の程度を示す値や重金属である鉛の濃度が、日本の環境基準と比較して超過しており、流域の工場群からの廃水が原因と思われる水質汚染がスリランカ国内の他の河川と比較して進行している。ケラニ川流域には複数の浄水場も存在するところ、住民の健康や環境に対して深刻な影響を及ぼすことが危惧されている。

水質管理は主に環境・再生エネルギー省 (Ministry of Environmental and Renewable Energy, MOER) 傘下の中央環境局 (Central Environmental Authority, CEA) が担っている。CEA は工場等の事業者に対し、汚濁発生量に応じて環境保護ライセンス (Environmental Protection License, EPL) を発行している。新規 EPL の発行数は汚染の程度が最も甚だしいとされる業種 (カテゴリ A) で年間1,000件程度 (2012年) である。また、CEA は各種事業所への立ち入り検査指導 (インスペクション) を実施しているが、排出基準の基準順守率は50%程度に留まっている。

また、CEA は河川の水質モニタリングも実施しているが、採水地点や採水方法は正確に定められておらず、採水頻度も一定でない。加えて、河川の水質環境基準の類型指定は水環境保全に関する政策策定において重要な役割を果たすものであるが、スリランカではまだ指定されていない。

以上のことから、スリランカの主要な河川における適切な水質モニタリング及び汚染源となり得る河川流域の工場への適切なインスペクションの実施は、スリランカの水環境保全を進める上で重要な課題となっており、このような状況を踏まえて、スリランカ政府は JICA に対し、水質モニタリング及びインスペクションに係る技術協力プロジェクトを要請した。

本要請を踏まえて、JICA は2014年9月に実施した詳細計画策定調査において、CEA 等のスリランカ側関係機関と協力の枠組み案について合意し、同年11月に討議議事録 (Record of Discussions, R/D) の締結に至った。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

水質管理能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

主要水域における水質管理が CEA によって適切になされる。

(3) プロジェクト目標

水質管理に関する CEA とケラニ川流域の地域事務所の行政執行能力が強化される。

(4) 期待される成果

成果 1：スリランカの一般水質環境基準に準拠した水域類型指定導入のための準備がなされる。

成果 2：ラボラトリースタッフの水質分析能力が強化される。

成果 3：対象カウンターパート (C/P) 機関のインスペクションを含む水質モニタリング能力強化、汚染源インベントリ (Pollution Source Inventory, PSI) の整備及び EPL の取得が促進される。

成果 4：内陸表面水域におけるインスペクションを含む水質モニタリングデータ、EPL データ、PSI データの情報管理システムが開発され、有効に活用される。

(5) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

- 1-1: 現時点における法制度のレベル及び実施システムについてレビューする。
- 1-2: 一般水質環境基準の管理と遵守状況に関する現状と課題を明らかにする。
- 1-3: ワーキンググループを立ち上げ、キャパシティデベロップメント (CD) のニーズを把握し、活動のタスクマトリックスについて合意する。
- 1-4: CD 活動を実施し、類型指定や類型区分に関するガイドラインやマテリアルを開発し、選定された河川においてそれらの試行をする。
- 1-5: 試行結果及び結果から得られた教訓を基に、水域類型指定導入のためのガイドラインを策定する。

【成果 2 に係る活動】

- 2-1: 中央ならびに地方のラボラトリーの現状とレベルをレビューする。
- 2-2: ワーキンググループを立ち上げ、水質分析と分析機材の運用と維持管理を含む明確な CD 計画について合意する。
- 2-3: CD 活動を実施し、標準手順書を開発し、ISO/IEC17025¹等の公式認証を取得する活動を継続する。

【成果 3 に係る活動】

〈3-1〉 インスペクションを含む水質モニタリング

- 3-1-1: インスペクションを含む水質モニタリングの現状をレビューし、CD のニーズを把握する。
- 3-1-2: ワーキンググループを立ち上げ、活動のタスクマトリックスを作成し、明

¹ 国際標準化機構 (International Organization for Standardization) によって策定された試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項の国際標準規格

確な CD 計画について合意する。

- 3-1-3: 年間計画、採水、報告を含む CD 活動を実施し、他のワーキンググループにフィードバックする。
- 3-1-4: インスペクションを含む水質モニタリング結果について解析、評価し、ケラニ川の年間報告書を作成する。
- 3-1-5: スリランカの河川のためのインスペクションを含む水質モニタリングガイドラインを作成する。

<3-2> PSI

- 3-2-1: PSI の現状をレビューし、CD のニーズを把握する。
- 3-2-2: ワーキンググループを立ち上げ、活動のタスクマトリックスを作成し、明確な CD 計画について合意する。
- 3-2-3: フォーマット準備、年間計画、報告、他のワーキンググループとの共有、を含む CD 活動を実施する。
- 3-2-4: 他の組織と協働して PSI データの管理と活用をする。
- 3-2-5: スリランカの河川のための PSI のガイドラインを作成する。

<3-3> ケラニ川流域における工場に対する EPL と排水水質基準制度の促進

- 3-3-1: ケラニ川流域における EPL と排水水質基準制度の現状をレビューし、改善すべき主要な課題を把握する。
- 3-3-2: ワーキンググループを立ち上げ、活動のタスクマトリックスを作成し、明確な CD 計画について合意する。
- 3-3-3: 必要なツールと材料の開発を含む CD 活動を実施し、ケラニ川流域におけるそれらの適用をパイロットプロジェクト (PP) として実施する。
- 3-3-4: EPL と排水水質基準制度を促進するためのガイドラインを作成する。

【成果 4 に係る活動】

- 4-1: 内陸表面水域におけるインスペクションを含む水質モニタリングデータ、環境保護ライセンスデータ、PSI データの情報管理の現状をレビューし、改善すべき主要な課題を把握する。
- 4-2: ワーキンググループを立ち上げ、活動のタスクマトリックスを作成し、明確な CD 計画について合意する。
- 4-3: データベース構築を含む CD 活動を実施し、ケラニ川流域におけるそれらの適用を PP として実施する。
- 4-4: スリランカにおける情報管理システム開発を促進するためのガイドラインを作成する。

(6) 対象地域

ケラニ川流域

(7) 関係官庁・機関

MOER

CEA

投資庁 (Board of Investment, BOI)
工業商業省 (Ministry of Industry and Commerce, MOIC)

3. 業務の目的

スリランカ「水質管理能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2014年11月26日に JICA が CEA と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

(2) プロジェクト・デザイン・マトリクス (PDM) を基本としたスリランカ側との共同運営

プロジェクトの運営については、PDM に沿ったスリランカ側との共同作業を基本とする。外部条件の変化等による PDM 上の記載に変更の必要が生じた際には、速やかに JICA に連絡し、PDM 改訂に向けて協力する。PDM の変更は JICA とスリランカ側実施機関との合同調整委員会での協議に基づいて行われる。コンサルタントは JICA が指示する資料やデータの提供等、この改訂作業に協力する。

なお、PDM に記載されている指標については、プロジェクト開始後に行う包括的な (個人、組織、制度・社会のレベルの) キャパシティ・アセスメントの結果を踏まえ、スリランカ側との間で十分な協議を行い、より具体的な指標に見直す必要がある。

(3) キャパシティ・ディベロップメント (CD) の重視

コンサルタントは、本業務を通じて C/P の水質管理に関する行政執行能力向上 (キャパシティ・ディベロップメント: CD) の支援を行う。そのために制度・社会システム、組織、個人の廃棄物管理政策立案に係る能力の現状評価等を行い、その結果に基づいて必要な指導と助言を行い、技術移転を行う。技術協力業務の実施に当たっては、C/P 側の主体性と内発性を十分に尊重し、日本側専門家チームとの協働作業による調査、解析、計画策定及びその実践、報告 (報告書作成や会議、セミナー発表など) を行うことに留意する。CD の詳細については、JICA 作成による「キャパシティ・ディ

ベロップメント (CD) ~途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して~」[JICA 図書館ウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) からダウンロード可能]を参照すること。

(4) EPL 制度を用いた水質管理の強化

CEA は、工場の操業に必要な EPL の発行権限と各種事業所への事前通知なしの立ち入り検査指導 (インスペクション) 権限を有しており、これらの権限を有効活用して水質管理を強化することを想定している。現在 CEA は工場の EPL 取得率向上に向けた取り組みを進めており、EPL 取得・未取得企業の公開、各企業の水質改善に関する自主的取り組みに対する評価システムの導入等、EPL 制度の実効性を高める方策を本プロジェクトで試行することについて前向きな見解が示されている。したがって、これらの方策を PP の実施を通じてどのように実際の業務に適用していくのかについて、CEA を含む関係機関との間で十分に協議した上で、具体的に PP 計画に含めて試行することが求められる。また、今回、PP の対象となるケラニ川流域を管理している地方事務所の一つである Gampaha District Office では、既に EPL 取得率向上に向けた活動を活性化させるために、事務所の工場立入監視員のパフォーマンス評価を導入している。

このような CEA 側の EPL 制度に関する改善の意向や取り組みを踏まえつつ、EPL 制度を用いた水質管理を強化していく必要があるが、現時点で想定される方法についてはプロポーザルで具体的に提案すること。

(5) PP に関する実施方針

PP として、ケラニ川流域を対象として、成果 1 で試行導入された一般水質環境基準に準拠した水域類型指定に基づき、成果 2 で強化される CEA 本部実験室での水質分析機能を活用しつつ、成果 3 の活動を実施することを想定している。加えて、成果 3 で整備した各種データを有効活用するため成果 4 の活動を実施する。

各事業所に対するインスペクションは、全国に 7 か所ある CEA の地方事務所によって行われており、ケラニ川流域を所掌するのは、Colombo Provincial Office と Gampaha District Office の 2 事務所である。

PP では、ケラニ川流域の主要汚染源と想定される事業所を抽出して調査した結果に基づいて PSI を作成するとともに、同流域における水質環境基準の達成に向けたロードマップの検討と提案を予定している。そして、上記 2 事務所を対象としたインスペクションを含む水質モニタリング活動の強化及び EPL 取得促進を目的とした事業所向け広報活動の実施を予定している。

PP に関する計画の策定及び実施に関する業務は「第 3 業務実施上の条件」2 (1) に示した業務量で対応できる規模のものを検討していく予定であり、ケラニ川流域における PSI 作成、汚濁負荷量の推定と汚濁負荷削減に向けたロードマップ案の作成及び EPL 取得促進を目的とした事業所向け広報活動について、総額約 10,000 千円程度の現地再委託を想定している。

これらの点を踏まえて、現時点で考えられる PP の計画案及び PP 実施上の留意点をプロポーザルに示すこと。

(6) BOI 及び MOIC からの協力取り付け

BOI は、スリランカ国内にある経済特区 11 箇所を管轄し、水質モニタリングを実施している。経済特区外の事業者については MOIC が管轄している。本プロジェクトが行う環境規制の推進に対しては経済界からの反対が懸念されるため、BOI 及び MOIC からの協力とりつけが重要である。BOI からは既に詳細計画策定調査時に本プロジェクトに対する協力の意向を確認している。また、MOIC については、CEA がプロジェクトの合同調整委員会に参加してもらう方向で了解が得られている。このような状況を踏まえて、本業務開始後速やかに CEA とともに MOIC 及び BOI に対して本プロジェクトの活動計画案を説明する機会を設け、活動計画案に対する了解を取り付けるとともに、プロジェクト活動の実施、特にケラニ川流域で操業している企業の参加を得て実施する PP の実施について協力を求めること。その際、MOIC や BOI から懸念が示される場合は、その内容について詳しく情報収集し、結果について JICA 地球環境部と協議しつつ、対応策を検討し実施すること。現時点では、懸念が示された場合の対応策として、本プロジェクトの協力の範囲内ででき得る企業向けインセンティブの付与（PP 対象地区の企業に対するクリーナープロダクションに関する日本の取り組み事例の紹介等、企業側が求める日本の環境技術情報の提供）や、MOIC や BOI が行う企業向け環境対策への技術情報提供等を提案し、プロジェクト活動への理解を求めることが考えられる。

（7）本プロジェクトのプログラム上の位置づけ

外務省ホームページに公開されている対スリランカ国別援助方針の事業展開計画では、本プロジェクトは上下水道・都市環境改善プログラムに位置付けられている。このプログラムの中で、本プロジェクトは、河川水域の水質改善に向けた行政機関の監視・規制能力強化を目指すものであり、主に汚染源の一つである工場排水規制強化を狙ったものである。他方、もう一つの主要汚染源である生活排水の改善に関しては、下水道整備により対処し、工場排水規制強化（及び排水処理施設整備）と下水道整備の双方を進めることにより、公共水域での水質の改善が進むことが期待されている。

JICA はスリランカの下水道セクターに係る現状の把握と今後採り得る対策の検討を目的として情報収集・確認調査を実施しており、この調査結果を踏まえて、下水道整備計画の策定及び優先事業の実施に関する支援が検討されている。この下水道整備に関する支援が実施されることとなった場合は、本プロジェクトの活動との連携を図り、ケラニ川流域等の対象となる公共水域の水質改善を目指す予定である。

（8）自立発展性の重視

プロジェクト活動の実施にあたっては、本プロジェクト終了後も先方政府が上位目標である「主要水域における水質管理が CEA によって適切になされる」ことを目指して自立発展的に能力強化に取り組んでいけるように、スリランカ側のオーナーシップを助長するとともに、技術面、管理運営面、財政面に十分留意した協力を実施すること。プロポーザルを提示するにあたっては、スリランカ側の自立を促すための方策を組み入れること。

（9）プロジェクト運営指導調査

コンサルタントは、JICA が運営指導調査を実施する場合には、JICA が指示する資料について具体的データを用いて整理し提出すること。運営指導調査は、プロジェク

トの詳細な計画の詰め、見直しが必要な場合や実施運営状況の把握、実施運営上の問題点が発生している場合に JICA が実施する調査であり、コンサルタントは同調査の実施に協力すること。

(10) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をスリランカ及び日本両国の国民及び事業者に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めること。特に、スリランカ国内の事業者に対しては、EPL 取得促進に資する広報活動を積極的に実施すること。これに関しコンサルタントが取り得る方法について、具体的な提案があればプロポーザルに記載すること。

(11) 進捗監理を目的としたモニタリング

JICA はプロジェクトの進捗確認と促進に向けた取り組みとして、これまで実施することになっていた中間レビュー及び終了時評価を廃止し、プロセスをプロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としてモニタリングシートを導入した。本プロジェクトにおいても、モニタリングシート（様式については配布資料参照）を C/P と共に半期ごとに作成することとする。また、プロジェクト終了1か月前に事業完了報告書（様式については配布資料参照）を C/P と共に作成する。

6. 業務の内容

コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法及び R/D に添付されている Plan of Operation に基づき、具体的な作業工程をプロポーザルにて提案すること。

なお、プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的として、事業進捗モニタリングシート（様式については配布資料参照）を C/P と協力して半期ごとに作成すること。

【全成果共通】

(1) キャパシティ・アセスメントとプロジェクト活動内容の具体化

実施機関のキャパシティの向上の程度や課題を把握するために、プロジェクトの適切な節目でキャパシティ・アセスメントを行う。まずは、プロジェクト開始直後に初回のキャパシティ・アセスメントを実施し、その結果に基づいて PP を含むプロジェクト活動内容の具体化を行うとともに、PDM の指標の中で目標値が未定となっているものの目標値を決定し、PDM 修正版を作成すること。具体化した内容案及び PDM 修正版はインセプションレポート（ICR）に記載し JICA と協議を行った上で適宜修正し、スリランカ側に提示し、JCC で同意を得ること。

また、プロジェクト2年目以降毎年1回を目途に実施されるキャパシティ・アセスメントの結果は、プロジェクトの進捗状況の確認の際の参考情報として活用され、事業進捗モニタリングシートに添付し関係者に共有することを想定している。キャパシティ・アセスメントの具体的な方法については、プロポーザルにて提案すること。

(2) インセプションレポート（ICR）の作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書及びキャパシティ・アセスメント

結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらを ICR に取りまとめる。

ICR の取りまとめにあたっては、スリランカ側関係者とプロジェクトの全体像の共有を目的とした意見交換の結果や、上記（１）の「キャパシティ・アセスメントとプロジェクト活動内容の具体化」に関する作業結果を反映させる。

（３）研修員受入に係る業務

プロジェクト目標で求められている成果を達成するために本邦での実施が必要と思われる研修を「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2014年4月）」に従って実施する。具体的な研修内容については、実際の現地での活動が開始し、各 CP の能力やニーズに応じた計画を行うこととする。研修員受入は、プロジェクト期間中 3 回実施する予定とし、コンサルタントは下記の業務を担当する。

（研修員の本邦受入に係る担当業務）

- ・研修カリキュラムの策定
- ・研修受入先選定、内諾取り付け
- ・各研修候補者が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取り付け支援
- ・研修受入先との日程及び研修内容の調整
- ・研修の実施（経費精算を含む）
- ・研修成果の業務への活用促進

本契約業務で求められる成果を達成するために必要と思われる研修について、その研修内容、時期、期間、人数、実施期間等をプロポーザルで提案すること。なお、研修先、研修内容及び研修参加者については、実施機関及び JICA と相談の上、最終決定する。

（４）プログレスレポート 1（PR1）及び 2（PR2）の作成

業務開始 12 か月後、24 か月後までのプロジェクト活動進捗状況とその後の活動計画を PR1 及び PR2 として取りまとめる。同報告書は、JICA の事前了承を得た上で、JCC（Joint Coordinating Committee）で協議し、確定するものとする。

（５）事業完了報告書（案）（DFR）及び事業完了報告書（FR）の作成

プロジェクト活動内容及び成果を DFR に取りまとめ、JICA の事前了承を得た上で、JCC で協議した結果を反映し、FR として JICA に提出する。

（６）進捗監理モニタリング

プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的として事業進捗モニタリングシート（様式については配布資料参照）を C/P と共に半期ごとに作成し、JICA に提出する。また、プロジェクト完了 1 か月前に事業完了報告書（様式については配布資料参照）を作成し、JICA に提出する。

【成果 1 に関する活動】

（７）スリランカ国の公共水域における環境基準に準拠した水域類型指定導入

1) 水質環境基準案の最終化に向けた作業状況の確認及び助言

スリランカにおける公共用水域の水質環境基準は、2001 年のドラフト制定

後、未だ最終化されていないため、まずは、聞き取り調査等を通じて最終化に向けた作業状況を確認するとともに、現時点における水質環境基準案の順守状況に関する現状と課題を分析し、ICRに記載する。分析結果をもとに技術的助言の具体的内容を検討し、環境基準案の最終化に向けた技術的助言を行う。

2) 水域類型指定及び環境基準点の設定に関する支援

水域類型指定については、スリランカにおける水質環境基準案を基にして、日本の類型指定区分を参考にしつつ区分案を作成する。そしてケラニ川流域を対象としてこの区分案を当てはめ、水質管理のための目標とし、この目標を達成するための水質モニタリング計画や汚濁対策計画の立案を支援する。

環境基準点については、水質測定を行う地点のうち、類型指定水域の水質を代表する地点を指定水域毎に一地点以上定め、水質環境基準の達成状況をモニタリングすることとなる。

このような水域類型指定及び環境基準点の設定及び普及を目的として、現時点における関連法制度のレベル及び実施体制についてレビューし、現状と課題を明らかにする。そして、GEA 及び他の機関の関係者を集めたワーキンググループを立ち上げ、上記のレビューの結果に基づいてCDのニーズを把握し、活動計画（タスクマトリクス）を作成し合意する。その後、ワーキンググループ参加者を対象としたCD活動を実施し、類型指定や類型区分に関するガイドライン案等を開発し、ケラニ川での試行を支援する。更に試行結果を基に他の水域において類型指定導入を行うためのガイドラインの策定を支援する。尚、本業務のうち、GISを用いた小流域区分の提示、汚濁負荷量原単位の設定、小流域区分毎の負荷量の計算及び指定された水質環境基準達成のための削減負荷量推定は現地再委託による実施を可能とする。

【成果2に関する活動】

(8) ラボラトリースタッフの水質分析能力の強化

1) 現状と課題の確認

GEA 本部及び Gampaha District Office を含む地方事務所のラボラトリーの現状とレベルをレビューする。Gampaha District Office 以外の地方事務所の状況については、GEA 本部関係者等へのヒアリングにより状況を把握することとし、直接地方事務所を訪問することは想定していない。なお、GEA 本部及び中部と東部の州事務所 (Central and Eastern Provincial Office) のラボラトリーに設置されている分析機器リスト及び使用状況については、配布資料「詳細計画策定調査報告書 (案)」を参照のこと。

2) 水質分析能力の強化に向けた支援

GEA 本部のラボラトリースタッフを中心としたワーキンググループを立ち上げ、水質分析方法と分析機材の運用・維持管理に関する CD 計画について合意する。そして、標準手順書を開発し、ISO/IEC17025 の公式認証を取得するための活動を支援する。

【成果3に関する活動】

(8) インスペクションを含む水質モニタリング、PSI の整備及び EPL の取得促進

1) 現状と課題の確認

ケラニ川流域を主に対象として、インスペクションを含む水質モニタリング及びPSIの整備状況、EPLの取得状況、並びに排水水質基準制度と実施の現状をレビューし、改善すべき課題を明らかにするとともに、CDのニーズを把握する。これら結果に基づき、以下(9)2)から～(9)4)までの事項を実施する。

2) インスペクションを含む水質モニタリング

CEAの関連部局や関係機関からの参加者で構成されるワーキンググループを立ち上げ、活動のタスクマトリクスを作成しCD計画について合意した後に、年間計画、採水、報告を含むCD活動を行う。そして、活動結果を解析、評価し、ケラニ川流域の年間報告書の作成を支援する。また、同流域での試行結果を踏まえて、スリランカの河川に適用可能なインスペクションを含む水質モニタリングガイドラインの作成を支援する。

3) PSIの整備

CEAの関連部局や関係機関からの参加者で構成されるワーキンググループを立ち上げ、活動のタスクマトリクスを作成しCD計画について合意した後に、PSIで使用するフォーマットの準備、年間計画、報告、他のワーキンググループとの共有を含むCD活動を行う。そして、ケラニ川流域を対象としてPSIの管理及び活用に係るCDを実施する。また、同流域での試行結果を踏まえて、スリランカの河川に適用可能なPSIガイドラインを作成する。

尚、本業務のうち、既存情報のレビュー、PSIフォーマット作成、主要汚染源の選定と抽出、汚染源データの収集及び入力、データベースの構築並びにGISを用いた汚染源のマッピングは現地再委託による実施を可能とする。

4) EPL取得及び排水基準制度適用の促進

CEAの関連部局や関係機関からの参加者で構成されるワーキンググループを立ち上げ、活動のタスクマトリクスを作成しCD計画について合意した後に、必要なツールと材料の開発を含むCD活動を行う。そして、ケラニ川流域を対象としてEPL取得及び排水基準制度適用の促進を支援する。また、同流域での試行結果を踏まえて、スリランカにおけるEPL取得及び排水基準制度の適用を促進するためのガイドラインの作成を支援する。

尚、本業務のうち、ガイドライン等の成果物をベースとした広報マテリアルの作成及び事業所向け広報活動計画策定と実施は現地再委託による実施を可能とする。

【成果4に関する活動】

(10) 情報管理システムの開発と活用

1) 現状と課題の確認

内陸表面水域におけるインスペクションを含む水質モニタリングデータ、EPLデータ及びPSIデータの情報管理の現状をレビューし、改善すべき主要な課題を把握する。

2) 情報管理システムの整備

上記(10)1)の結果を踏まえ、CEAの関連部局や関係機関からの参加者で構成されるワーキンググループを立ち上げ、活動のタスクマトリクスを作成しCD計画について合意した後に、データベース構築を含むCD活動を行

う。そして、ケラニ川流域を対象として、構築されたデータベースの適用を支援する。また、同流域での試行結果を踏まえて、スリランカにおける情報管理システムを促進するためのガイドラインの作成を支援する。なお、本プロジェクトで構築されるデータベースについては、可能な範囲でホームページ等での公開について検討し、広く関係者が必要な情報にアクセスできるようなものを目指すこと。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、PR2 及び FR とし、それぞれ7. 成果品等(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 15 日以内	和文：3 部
ICR	業務開始から約 3 ヶ月後	和文：3 部 英文：20 部
PR1	業務開始から約 12 ヶ月後	和文：3 部 英文：20 部 CD-R：3 枚
PR2	業務開始から約 24 ヶ月後	和文：3 部 英文：20 部 CD-R：3 枚
事業完了報告書(案) (DFR)	業務開始から約 34 ヶ月後	和文：3 部 英文：20 部 CD-R：3 枚
事業完了報告書 (FR)	契約終了時	和文：3 部 英文：20 部 CD-R：3 枚

FR については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ICR 記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) キャパシティ・アセスメントの実施方針及び実施方法
- c) キャパシティ・アセスメントの結果
- d) プロジェクト実施の基本方針
- e) プロジェクト実施の具体的方法
- f) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- g) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- h) 業務フローチャート
- i) 要員計画
- j) 先方実施機関便宜供与負担事項
- k) その他必要事項

イ) PR1、PR2、DFR 及び FR 記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画 (PR1、PR2 のみ)

添付資料 (和文版に添付する資料は英文でも構わない。)

- ①PDM (最新版、変遷経緯)
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績 (引渡しリスト含む)
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは FR のみに記載

上記報告書記載項目と事業進捗モニタリングシートに記載の項目が重複する場合は、事業進捗モニタリングシートを上記報告書の添付資料とすることができる。

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが作成を支援する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、FR に添付して提出することとする。

- ア 類型指定導入を行うためのガイドライン
- イ 水質分析に関する標準手順書
- ウ インспекションを含む水質モニタリングガイドライン
- エ PSI ガイドライン
- オ EPL 取得及び排出基準制度の適用を促進するためのガイドライン
- カ 情報管理システムを促進するためのガイドライン

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2015年2月に開始し、約36ヶ月後の終了を目処とする。
契約期間：2015年2月～2018年2月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。
全体 約75M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定しているが、業務内容および業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- a) 総括/水質管理対策（2号）
- b) 水質分析
- c) インспекション（3号）
- d) 環境モニタリング
- e) 汚染源インベントリ（PSI）
- f) 情報管理システム

3. 相手国の便宜供与

- (1) C/Pの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料及び参考資料

【配布資料】

- ・先方政府との合意文書（M/M、R/D）
- ・詳細計画策定調査報告書（案）及び収集資料
- ・下水セクター案件形成調査
- ・スリランカ国下水道整備事業における案件形成調査（2）
- ・事業進捗モニタリングシート及び事業完了報告書様式

【参考資料】

本業務に関する参考資料として、以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・開発課題に対する効果的アプローチ：水質汚濁
- ・連携促進事業(クリーナープロダクション)報告書
- ・ベトナム国 全国水環境管理能力向上プロジェクト中間レビュー報告書
- ・ベトナム社会主義共和国 全国水環境管理能力向上プロジェクト運営指導調査報

告書

- ・ベトナム社会主義共和国 全国水環境管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・フィリピン共和国 水質管理能力強化プロジェクト中間評価報告書
- ・フィリピン共和国 水質管理能力強化プロジェクト (フェーズ 2) 事業完了報告書
- ・フィリピン共和国 水質管理能力強化プロジェクト事前評価調査報告書
- ・スリランカ国 下水道セクターに係る情報収集・確認調査最終報告書 (要約)

5. 業務用機材

R/D に記載されている機材の調達にはコンサルタントが行うこととし、プロポーザルには①機材名、②仕様、③参考銘柄、④見積価格、⑤その他特記事項を記載して、本見積もりに含める。これ以外に業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案し、同見積りに含めること。調達にあたっては、関連する JICA の会計規程、JICA が定める「受託団体向け機材調達ガイドライン」を遵守するとともに、調達場所については、現地、第三国、本邦のいずれか最も適切なものを選定すること。

また、本契約に含める供与機材の総額は 1,500 万円を上限とし、これを超える供与機材の調達は JICA が行う。その場合、コンサルタントは JICA が行う機材調達の支援を行う。

6. 現地再委託

以下の業務については、現地再委託による実施を可能とする。

(1) 成果 3 に係るケラニ川流域における PSI 作成の活動のうち、以下の活動を現地再委託により、実施する事を想定している。

- ・既存情報のレビュー
- ・PSI フォーマット作成
- ・主要汚染源の選定と抽出
- ・汚染源データの収集及び入力、データベースの構築
- ・GIS を用いた汚染源のマッピング

(2) 成果 1 に係るケラニ川流域における行政目標としての水質環境基準達成に向けた活動のうち、以下の活動を現地再委託により、実施する事を想定している。

GIS を用いた小流域区分の提示

- ・汚濁負荷量原単位の設定
- ・小流域区分毎の負荷量の計算
- ・指定された水質環境基準達成のための削減負荷量推定

(3) 成果 3 に係るケラニ川流域における EPL 取得促進を目的とした事業所向け広報活動のうち、以下の活動を現地再委託により、実施する事を想定している。

- ・ガイドライン等の成果物をベースとした広報マテリアルの作成
- ・事業所向け広報活動計画策定と実施

その他に現地再委託を想定している項目があれば、プロポーザルにて提案すること。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、複数年度契約を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 部分払

本業務においては、契約期間が 36 ヶ月の長期に及ぶため、PR2 を中間成果品として、部分払を認めることとする。

(3) 安全管理

現地作業期間中は 安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、外務省や JICA 等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICA スリランカ事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上